

熊本市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の4第1項に規定する総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調整 教育委員会の権限に属する事務について、市長の権限に属する事務との調和を図ることをいう。
- (2) 協議 調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行なわれるものをいう。

(協議等事項)

第3条 会議は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する市長及び教育委員会の事務の調整を行う。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (3) その他市長が必要と認める事項

(会議の招集等)

第4条 会議の招集は、市長が会議開催の日時及び場所並びに会議に付すべき案件をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、直ちに会議に付することができる。

3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。この場合において、市長は求めがあった事項について検討を行い、検討結果について速やかに教育委員会に通知しなければならない。

(会議)

第5条 会議は、教育委員会の教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、緊急を要する場合は、市長と教育長のみで会議を開催することができる。この場合において、あらかじめ対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応が一任されている場合には、その範囲内で教育長は、協議、調整又は決定を行うことができる。

2 市長は、会議の議長となる。

3 会議において、調整の結果、市長及び教育委員会双方の合意が得られた事項については、互いにその結果を尊重しなければならない。

4 会議において、市長と教育委員会の合意が得られなかった事項については、法第22条に規定する事項にあつては市長が、法第21条に規定する事項にあつては教育委員会がそれぞれの判断により事務を執行する。

(意見聴取)

第6条 第3条の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者を出席させ又はその他の方法にて、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する案件について、出席者が発議し、議長が認めた場合には、これを公開しないことができる。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき
- (3) その他公益上必要があると認めるとき

2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条第1項ただし書により非公開とした案件については、この限りでない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 会議に出席した者の氏名
- (3) 協議及び調整事項の概要
- (4) 発議内容の要旨及び発議者の氏名
- (5) 調整結果
- (6) その他会議において必要と認めた事項

3 議事録には、市長及び教育委員会の中から1人それぞれが署名しなければならない。

(事務局)

第9条 会議の庶務は、市長政策総室政策企画課において行う。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年6月5日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第

76号) 附則第2条第1項の規定により旧教育長が在職する間における第5条第1項の規定の適用については、同項中「教育長」とあるのは「教育委員長」とする。